

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 22 年度第 3 四半期）

外貨建・仕組預金関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	22年度(あ)第1号
申立ての概要	誤った説明で契約させられた外貨仕組預金の元本割れ相当額の損害賠償要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行に預けた外貨仕組預金の元本割れに相当する運用損失の補償を求める。 ・B銀行に外貨仕組預金を勧誘された際、本件外貨仕組預金のリスクに関して質問したところ、B銀行担当者から、円転しなければ損はしないと説明されたので、外貨で保有していれば元本割れのリスクはないと理解していた。しかし、実際には為替変動により、他の外貨で返還され、元本割れを生じてしまった。当初聞いた説明とは違うので、納得できない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんに対し、本件外貨仕組預金を含む同種預金取引の都度、満期時受取通貨が他の通貨になる場合は、預入通貨に換算すると元本割れが発生するリスクがあることを説明している。 ・Aさんへの説明に用いた資料にもその旨の記載があり、当該資料をAさんに交付している。 ・担当者の円転しなければ損はしないとの発言は、外貨で運用した資産を円貨に戻す場合の為替差損の一般的な説明をしたものである。 ・しかし、担当者の発言がAさんに誤解を与えてしまったことを真摯に受け止め、お詫び金を支払う用意はある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年7月6日のあっせん委員会において「適格性あり」として受理され、同年9月7日のあっせん委員会においてAさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、当事者双方から提出された資料と事情聴取内容を踏まえ、B銀行に説明義務違反があったとはいえないが、B銀行担当者の発言がAさんに誤解を生ぜしめたことは否定できないと判断した。 ・あっせん委員会は、B銀行からAさんに対してお詫び金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 22 年 10 月 13 日付けで和解契約書を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	22年度(あ)第19号
申立ての概要	説明不十分で契約させられたデリバティブ組込預金の原状回復要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行に預けたデリバティブ組込預金について、当初預入時の金額による返還を求める。 ・私が保有する金融資産は円預金のみで、他に投資の経験はない。 ・当初、利率の高い円定期預金をしたいと思い、B銀行を訪問したところ、B銀行担当者から、当該円定期預金のみは預け入れはできず、他の商品も購入する必要があると言われ、他のいくつかのなかで、本件デリバティブ組込預金を勧められた。 ・本件デリバティブ組込預金の商品内容についてよく理解しておらず、満期まで保有すれば元本割れしないと思っていた。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行では、行内ルールに基づき、顧客の年齢、財産状況、投資目的等を確認し、記録に残しているほか、顧客が元本保証を望んでいるかどうか、資金が余裕資金かどうか、リスク許容度の程度の確認を行っている。Aさんについても、上記の内容を確認している。 ・当該円定期預金が、いわゆるセット商品であることはAさんに説明し、本件デリバティブ組込預金の内容やリスクについて説明しており、その説明方法や説明時間も問題ないと考えている。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年9月28日のあっせん委員会において「適格性あり」として受理され、同年10月25日のあっせん委員会においてAさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は本件紛争については、当事者双方の妥協案を見出すことができず、あっせん成立の見込みがないことからあっせんを打ち切った。

以上